

整備項目表

施設名称

施設所在地

1 重点項目

整備項目	整備基準	適否
4 便所	次に掲げる施設以外の施設 1 学校、2 興行施設、3 官公庁施設以外の事務所、4 共同住宅等、5 遊技場、 6 工場、7 自動車車庫	
	(1) 2,000㎡以上の施設に多目的便所を設けているか(1以上)	
	(a) 乳幼児椅子等を設けた便房を設けているか(1以上)	
	(b) おむつ替えができる設備を設けているか(1以上)	
	(c) (a)(b)の設備を設けた場合はその旨の表示をしているか	
	(d) 視覚障害者用表示と視覚障害者が介助者と利用できるスペースがあるか	
	(e) オストメイトの利用に配慮した設備を設けているか	
7 移動等円滑化経路	(1) 利用居室から道等までの経路は移動等円滑化経路になっているか	
	(2) 2,000㎡未満の昇降機のない2層の建物で上下階をつなぐ階段を移動等 円滑化経路とみなす場合、人的補助等の手段が講じられているか	
	(3) 車いす用非常口から利用居室及び道等に至る経路は、移動等円滑化経路と なっているか	
	(4) (3)の経路上の防火戸等は出入口の基準を満足しているか	
16 客室	(1) 車いすが円滑に利用できる客室を確保しているか(1以上)	
17 浴室等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(2) 出入口から浴槽等に至るまで段差がないか	
	(3) 障害者等が円滑に操作できる水洗器具及び通報装置があるか	
18 客席等	固定式の客席等を有する施設(興行、集会、運動、文化)	
	(1) 車いす使用者のための客席等を設けているか(1以上)	
	(2) 可動式の客席を設けているか	
	(3) 集団補聴設備その他の障害者等に配慮した設備を設けているか	
19 車いす使用者用 非常口	(1) 幅80cm以上(2,000㎡以上は90cm以上)か	
	(2) 車いす使用者が容易に開けられ、前後に段差がないか	
20 避難誘導設備	(1) 非常口、廊下、階段等に非常時点滅灯又は非常時電光表示板及び音声誘導装 置を設けているか	
	(2) 一斉放送設備を設けているか	
	(3) 車いす使用者用非常口の表示を設けているか	
	(4) 車いす使用者用非常口に至る車いす使用者の通過に支障のない通路の表示を 設けているか	
21 案内板	(1) 大きく分かりやすい表示になっているか	
	(2) 外国語、点字などを併記しているか	
	(3) 高さや照明に配慮しているか	
22 乳幼児用設備	2,000㎡以上の医療、集会、展示、物品販売、文化、官公庁施設	
	(1) 円滑に授乳及びおむつ替えができる設備があるか(1以上)	
	(2) 受付等の近傍に乳幼児椅子および乳幼児ベッドを設けているか	

2 一般項目（バリアフリー法建築物移動等円滑化基準準用項目）

一般基準		
整備項目	整備基準	適否
1 廊下等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(2) 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） 1	
2 階段	(1) 手すりを設けているか（踊場を除く）	
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(3) 段は識別しやすいものか	
	(4) 段はつまずきにくいものか	
	(5) 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） 2	
	(6) 原則として主な階段を回り階段としていないか	
3 傾斜路	(1) 手すりを設けているか（ $1/12$ 以下で高さ 16 cm 以下の傾斜部分は免除）	
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(3) 前後の廊下等と識別しやすいものか	
	(4) 点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） 3	
4 便所	(1) 車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	
	(a) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(b) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(c) 標識を掲示しているか	
5 敷地内の通路	(2) 床置き式の小便器等を設けているか（1以上）	
	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	(2) 段がある部分	
	(a) 手すりを設けているか	
	(b) 識別しやすいものか	
	(c) つまずきにくいものか	
	(3) 傾斜路	
	(a) 手すりを設けているか（ $1/12$ 以下で高さ 16 cm 以下又は $1/20$ 以下の傾斜部分は免除）	
(b) 前後の通路と識別しやすいものか		
備考		
<p>1 1は、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・が$1/20$以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16 cm以下で勾配$1/12$以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・自動車車庫に設ける場合 <p>2 2は、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車車庫に設ける場合 ・段部分と連続して手すりを設ける場合 <p>3 3は、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・が$1/20$以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16 cm以下で勾配$1/12$以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・自動車車庫に設ける場合 ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合 		
移動等円滑化経路		
整備項目	整備基準	適否
8 段差	(1) 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	
9 出入口	(1) 幅は 80 cm 以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
10 廊下等	(1) 幅は 120 cm 以上であるか	
	(2) 区間 50 m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	(3) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
11 傾斜路	(1) 幅は 120 cm 以上（階段に併設する場合は 90 cm 以上）であるか	
	(2) 勾配は $1/12$ 以下（高さ 16 cm 以下の場合は $1/8$ 以下）であるか	
	(3) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設けているか	

1 2 昇降機	(1) かが必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	
	(2) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) かの奥行きは135cm以上であるか	
	(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(5) かと内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(6) かと内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(7) 乗降ロビーに到着するかの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(8) 不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	
	(a) 上記(1)から(7)を満たしているか	
	(b) かの床面積は1.83㎡以上であるか	
	(c) かがは車いすが転回できる形状か	
	(9) 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 1	
	(a) 上記(1)から(8)を満たしているか	
	(b) かと内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
(c) かと内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(d) かと内又は乗降ロビーに到着するかの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
1 3 特殊な構造又は使用形態の昇降機	(1) エレベーターの場合	
	(a) 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの）であるか	
	(b) かの床面積は0.84㎡以上であるか	
	(c) かの床面積は十分であるか（車いす使用者がかと内で方向を変更する必要がある場合）	
	(2) エスカレーターの場合	
(a) 車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか		
1 4 敷地内の通路	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	(3) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(4) 傾斜路	
	(a) 幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか	
	(b) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	
	(c) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（1/20以下の場合は免除）	
(5) 上記(1)から(4)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
備考 1は、以下の場合を除く。 ・自動車車庫に設ける場合		
視覚障害者移動等円滑化経路		
整備項目	整備基準	適否
1 5 案内設備までの経路	(1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）	
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 1	
備考 1は、以下の部分を除く。 ・が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・高さ16cm以下で1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等		

3 一般項目（バリアフリー法建築物移動等円滑化誘導基準準用項目）

整備項目	整備基準	適否
1 廊下等	(1) 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
6 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設を設けているか（200台以下2%以上、それを超えるとき1%+2）	
	(a) 幅は350cm以上であるか	
	(b) 表示をしているか	
	(c) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
16 客室	(1) 車いす使用者用客室を設けているか（1以上 1）	
	(a) 出入口	
	・ 幅は80cm以上であるか	
	・ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(b) 便所（同じ階に共用便所がある場合は免除）	
	・ 車いす使用者用便房を設けているか	
	・ 出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	・ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(c) 浴室等（共用の浴室等がある場合は免除）	
	・ 車いす使用者用浴室等を設けているか	
17 浴室等	(1) 車いす使用者用浴室等を設けているか（1以上）	
	(a) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(b) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(c) 出入口	
	・ 幅は80cm以上であるか	
	・ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
備考	<p>1 1は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の適用を受ける場合は、200室以下2%以上、200室を超える場合は1%+2室以上の客室</p> <p>2 「適否」の欄には、次により記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基準に適合している場合 ・ 整備基準に適合していない場合 × ・ 整備基準が該当しない場合 - 	